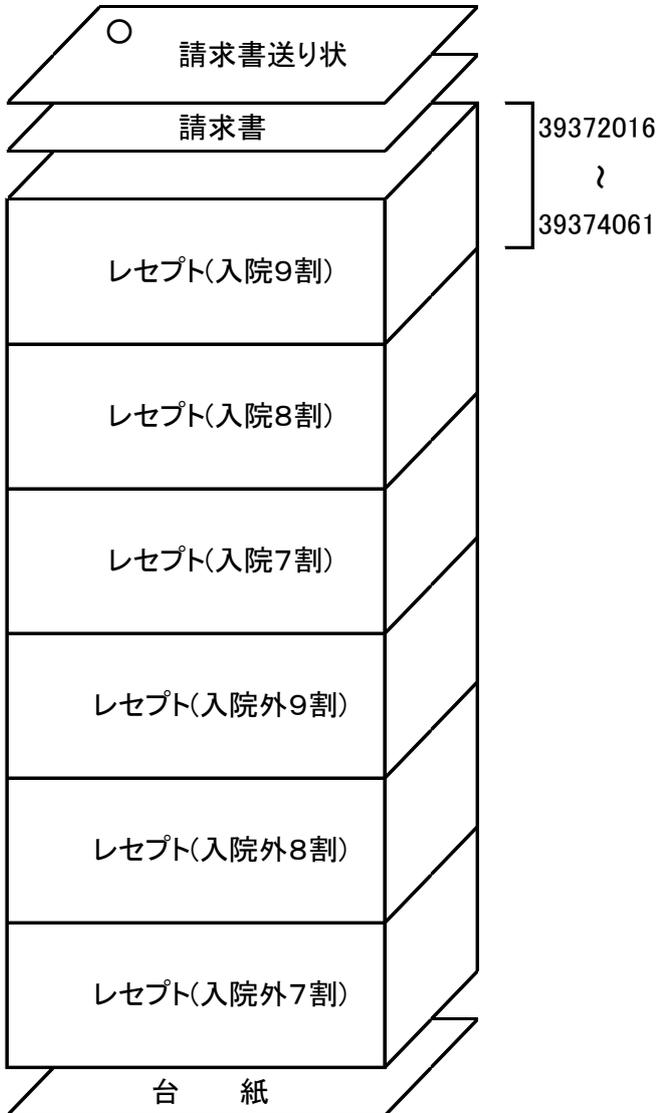


[後期高齢者診療報酬請求書送り状・診療報酬請求書及び診療報酬明細書の編てつ方法]

県内分、県外分を別々に綴じてください。

◎県内分



※ レセプトは左図のとおり、入院9割・入院8割・入院7割(保険者番号順)、入院外9割・入院外8割・入院外7割(保険者番号順)に分けて編てつしてください。

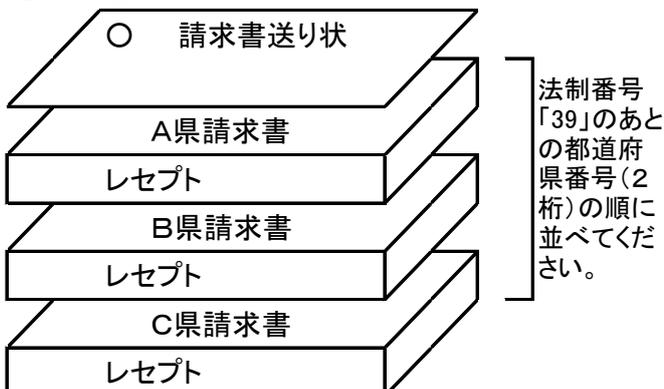
※ 公費併用があれば、各区分(保険者番号ごと)の上部に編てつしてください。

※ 県外分については、各広域連合ごとに請求書を添付して都道府県番号順に編てつしてください。レセプトの並び順は県内分と同様です。

※ 県内編てつ順

市 町 名	保険者番号
高 松 市	39372016
丸 亀 市	39372024
坂 出 市	39372032
善 通 寺 市	39372040
観 音 寺 市	39372057
さ ぬ き 市	39372065
東かがわ市	39372073
三 豊 市	39372081
土 庄 町	39373220
小 豆 島 町	39373246
三 木 町	39373410
直 島 町	39373642
宇 多 津 町	39373865
綾 川 町	39373873
琴 平 町	39374038
多 度 津 町	39374046
まんのう町	39374061

◎県外分



法制番号「39」のあとの都道府県番号(2桁)の順に並べてください。